

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

小鳴門大橋 塗膜調査業務 仕様書

■対象橋梁

橋梁名	路線名	橋梁諸元	橋梁形式	供用開始年
小鳴門大橋	鳴門公園線	橋長:531.48m 全幅員:25.3m 有効幅員:24.5m 1等橋(TL-20)	3径間連続鋼床版斜張橋 逆T式橋台1基 壁式橋脚2基	1998年

■業務目的

本業務は、徳島県鳴門市鳴門町高島～鳴門市瀬戸町明神に架橋している小鳴門大橋に生じた塗膜剥離箇所を対象に各種調査・試験を行い、どの層で剥離しているかなど、塗膜剥離の実態を把握し、その剥離原因を推定することを目的とする調査業務である。

■調査箇所・部材

調査箇所は、第三者被害が考えられる塗膜剥離箇所及び健全箇所の上部構造(主桁、横桁)を対象部材とする。

■調査業務

1. 打合せ協議

業務着手時、中間打合せ2回、成果品納入時に発注者と協議を行う。

2. 関係機関協議

調査に必要な関係機関との協議、手続き及び協議資料の作成を行う。
(公安委員会、鳴門市を想定している)

3. 計画準備

業務計画書の作成及び調査計画の実施計画書の作成、関連資料等の収集・整理を行う。

4. 現地踏査

既存資料の収集・整理を行った後、現地の状況を把握(損傷・劣化の程度、現況交通状況、周辺環境状況、詳細調査方法等)を現地にて確認する。

5. 塗膜剥離詳細調査

塗膜剥離の原因を推定するために、以下の詳細調査を行い報告書の取り纏めを行う。
なお、調査方法については、高所作業車および特殊高所技術調査を予定している。

5-1. 塗膜構成調査

ペイントインスペクションゲージ、あるいは、ペイントボアラーを用いて塗膜を切削し、断面観察から塗膜構成を確認し剥離面を特定する。

また、カッター等で塗膜全層を採取し、顕微赤外分光分析(顕微IR)により各層の成分分析を行う。

なお、調査を実施した箇所は、常温亜鉛メッキ塗料にて防錆処理を行う。

5-2. 膜厚調査

電磁膜厚計を用いて塗膜の厚み（測定面から地鉄までの距離）を測定する。剥離箇所については、剥離面と周囲の非剥離面の両方で測定する。

5-3. 付着力試験

a) 碁盤目カットテープ付着試験

カッターナイフを使用して塗膜に碁盤目状の傷を入れ、傷を入れた箇所に粘着テープを貼り付けてからテープを剥離することで、塗膜の付着性能を評価する。

なお、調査を実施した箇所は、常温亜鉛メッキ塗料にて防錆処理を行う。

b) アドヒージョンテスト

ドリーを測定対象箇所にエポキシ樹脂で接着させたのち、引張り試験機を用いて付着力（N/mm²）を測定するとともに、剥離形態を観察・記録する。また、脆弱塗膜層のサンプリング手段として利用できる。

なお、調査を実施した箇所は、常温亜鉛メッキ塗料にて防錆処理を行う。

5-4. 介在物分析

現在剥離している（浮いている）箇所の延長上で、新たに塗膜片を剥離させて採取する。付着力試験で周辺の剥離面と同じ面で剥離した場合には、ドリーに付着した塗膜片を用いる。

採取した塗膜片の剥離面を対象として電子顕微鏡（SEM-EDS）による元素分布分析を行い、剥離面での介在物存在の有無を確認する。

5-5. 塗膜中の鉛の定量分析

現在剥離している（浮いている）箇所の延長上で、新たに塗膜片を剥離させて採取する。採取した塗膜片を溶解抽出し、分解液中の鉛を定量する。

6. 塗膜剥離原因分析

塗膜剥離詳細調査結果を基に塗膜剥離要因の分析、報告書の取り纏めを行う。

7. 直接経費

工種	数量	備考
・ 旅費交通費	1 式	
・ 電子成果品作成費	1 式	
・ 元素分布分析 (SEM-EDS)	1 式	5 試料
・ 塗膜分析 (鉛定量分析)	1 式	5 試料
・ 特殊高所技術	1 式	
・ 高所作業車	3 台・日	作業床高:27m, 昼間
・ 交通誘導警備員 A	3 人・日	昼間
・ 交通誘導警備員 B	3 人・日	昼間
・ 安全費 (保安設備)	1 式	